

輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 輸送資源フル活用推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）は、人口減少や運転士不足等により地域公共交通の維持が困難となっている状況や「交通空白」の発生が懸念される状況に対応するため、庁内関係部局が連携し、分野横断的に地域の移動手段を確保・改善する取組みを進めることを目的とする。

(事業)

第2条 PTは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国及び県の支援制度や市町村の課題対応事例等の情報共有
- (2) 熊本県地域公共交通計画に基づく事業の進捗状況及び課題の共有
- (3) 地域公共交通の課題解決に取り組む市町村への支援

(構成員)

第3条 PTは、別表に定める者により構成する。

(会長)

第4条 PTに座長を置き、企画振興部交通政策・統計局交通政策課長をもって充てる。

(会長の職務)

第5条 座長は、PTを代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 PTは、必要に応じて座長が招集する。

- 2 PTの運営及び進行は、座長がこれにあたる。
- 3 構成員は、都合により欠席する場合、代理人を出席させることができることとし、あらかじめ座長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 座長は、必要と認めるときは構成員以外の者に対してPTへの出席を求め、意見を聞くことができる。

(アドバイザーの参画)

第7条 必要に応じ、PTにアドバイザーとして国の関係機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 事務局は熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課に置き、会議の円滑な運営のため庶務を処理する。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この規約は、令和8年(2026年)2月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

PTメンバー

| | |
|------------|---------------------|
| 熊本県 | 企画振興部交通政策・統計局交通政策課長 |
| | 健康福祉部健康福祉政策課長 |
| | 観光文化部観光振興課長 |
| | 教育庁教育政策課長 |
| 参加を希望する市町村 | 交通政策担当課長等 |

オブザーバー

| | |
|-----|------------------------------|
| 熊本県 | 各広域本部(総務)振興課長等、各地域振興局総務振興課長等 |
|-----|------------------------------|